

新型コロナウイルス感染症の関係で、講座やイベント等の中止や延期など、4～6月号に掲載した情報が変更になることがあります。詳しくは各問い合わせ先へ。開催に当たっては、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けられるよう徹底します

国保・介護保険・後期高齢者医療保険

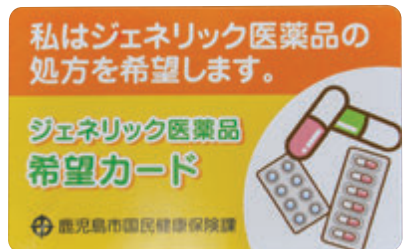
国民健康保険に関するお知らせ

◇今月中旬に国保加入の全世帯に、納税通知書を送付します
◇税額は前年中の所得や加入者数などによって決定します
◇所得がなかった人や少なかった人は、申告により国保税や入院時の自己負担額などが減額されることがあります。未申告の人は早めに市民税課などへ申告を ◇同一生計配偶者や扶養親族になっている人は申告不要です **問**国民健康保険課☎216-1229FAX216-1200



ジェネリック医薬品の利用を

◇ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と有効成分や効能効果が同等と認められる安価な医薬品のことです ◇先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えたときの差額などをお知らせする通知を国保加入者へ随時送付します ◇ジェネリック医薬品を希望するときは、「ジェネリック医薬品希望カード」を利用し、医師や薬剤師にご相談ください **問**サンサンコールかごしま☎808-3333FAX216-1200(国民健康保険課)



介護保険に関するお知らせ

◇所得段階が第1～3段階の人は介護保険料が軽減されます(第4～12段階の軽減はありません)。詳しくは6月中旬に発送する通知書をご確認ください
◇介護保険料は、64歳までは医療保険の中で納めますが、65歳からは医療保険とは別に、納入通知書で納めます。その後、年金が年額18万円以上の人は一定期間経過後に特別徴収(年金からの支払い)に切り替わります
◇失業などによる減収、災害や生活困窮により保険料の納付が困難と認められる人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります ※通知書が届いてから相談を **問**介護保険課☎216-1279FAX219-4559

各種介護保険利用者負担減額認定証の更新申請

◇各種減額認定証の更新申請の事前受け付けを開始しました
◇減額を希望する人は申請を
◇減額の種類…訪問介護などの利用者負担の補助、社会福祉法人などによる利用者負担の軽減、訪問サービスなどの利用者負担の補助、食費・居住費(滞在費)の負担限度額認定 ◇新規申請は随時受け付け **問**介護保険課☎216-1280FAX219-4559

後期高齢者医療被保険者証(保険証)更新

◇現在の保険証の有効期限は7月31日です ◇新しい保険証を7月中旬に郵送します ◇簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、はがきか封書に「保険証簡易書留郵便希望」と書いて、被保険者番号、郵便番号、住所、被保険者氏名、電話番号を6月19日(必着)までに〒892-8677山下町11-1長寿支援課☎216-1268FAX224-1539へ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

◇現在の認定証の有効期限は7月31日です ◇昨年度に認定証の交付を受けていて、今年度世帯全員が市民税非課税の人には、8月から使用できる認定証を保険証に同封して7月中旬に郵送します ※現在認定証を持たず、市民税非課税世帯の人は新たに申請が必要 ◇必要なもの…保険証、印鑑、申請者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカードなど) **問**長寿支援課☎216-1268FAX224-1539、各支所の福祉課・保健福祉課

後期高齢者医療保険料の口座振替への変更

◇今年10月分の特別徴収(年金からの支払い)を中止し、口座振替を希望する人は、7月3日までに納付方法変更申出書の提出を(年度内の保険料の総額は変わりません) ◇必要なもの…保険証、通帳、通帳印(本人以外の口座から引き落としを希望するときは本人の印鑑も必要)
◇引き続き特別徴収を希望する人は手続き不要 **問**長寿支援課☎216-1268FAX224-1539、各支所の福祉課・保健福祉課

お口元気歯ッピー検診

対前年度に75歳の誕生日を迎えた後期高齢者医療の被保険者
◇口腔検診の受診券を5月末に送付しました ◇検診期間…来年1月31日まで ◇受診券が届いたら検診実施歯科医療機関に予約を **問**県後期高齢者医療広域連合☎206-1329FAX206-1395

障害者福祉

Net119緊急通報システム

◇聴覚・言語機能に障害がある人がスマートフォンなどを使って、音声なしで消防へ通報することができます ※利用には事前登録が必要 **対**本市に住むか通勤・通学する聴覚・言語機能に障害のある人 **申**詳しくは消防局HPか同局情報管理課☎222-0119FAX225-8119E-mail:joukan@city.kagoshima.lg.jpへ



福祉有償運送の申請受け付け

◇自家用車を使って、障害のある人などを有償で病院などに送迎する事業を行うには、市が設置する福祉有償運送運営協議会で協議後、県交通政策課へ申請し登録を受ける必要があります **対**社会福祉法人、NPO法人など ◇受付期間…6月19日まで ◇車両…福祉車両や一般車両 ※事業者、車両などには条件があります **問**障害福祉課☎216-1273FAX216-1274



生活支援

寝たきり高齢者向けサービス

①寝具の洗濯・乾燥サービス **対**在宅で要介護3以上と認定された65歳以上の伝染性疾患でない人
②理髪・美容サービス **対**在宅で要介護3以上に認定された65歳以上の理髪・整髪が困難な人

①②共
◇年3回まで利用可 ※8～11月の申請者は年2回、12月以降の申請者は年1回 **料**生計中心者の前年所得税課税額に応じた利用者負担金 **問**長寿支援課☎216-1267FAX224-1539 ※重度障害者向けに同様のサービスを障害福祉課☎216-1273FAX216-1274、各支所の福祉課・保健福祉課で行っています

住宅改造費の補助

内高齢者や重度身体障害者の身体状況に合わせた住宅に改造するための費用の一部補助 ※所得制限あり **対**介護認定(要支援以上)を受けた高齢者か身体障害者手帳1・2級の人 **問**高齢者は長寿支援課☎216-1266FAX224-1539、障害者は障害福祉課☎216-1273FAX216-1274



リフォームヘルパーの派遣

内リフォームヘルパーによる住宅改造などの相談や助言 **対**65歳以上の高齢者か身体障害者手帳1・2級の人など **料**無料
問高齢者は長寿支援課☎216-1267FAX224-1539、障害者は障害福祉課☎216-1273FAX216-1274

健康

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

◇危険ドラッグ・麻薬・覚醒剤・大麻などの薬物乱用をなくしましょう ◇6月20日～7月19日に普及運動(リーフレット配布や募金)を行います **問**生活衛生課☎803-6881FAX803-7026



食中毒にご用心

◇気温が高くなると、細菌による食中毒が発生しやすくなるため、以下のことに気を付けましょう ◇調理前や下ごしらえの後には必ず手を洗いましょう ◇調理器具は熱湯や塩素系漂白剤などで消毒しましょう ◇肉・魚・卵などは冷蔵庫で保存し、なるべく早く食べましょう(調理後、食品を常温で放置するのも危険です) ◇食品は十分に加熱しましょう(中心部が75度以上で1分以上) **問**生活衛生課☎803-6885FAX803-7026

熱中症に気を付けましょう

◇暑い中での無理な活動は避け、小まめに水分補給をしましょう
◇通気性のよい服装、屋外では帽子の着用などを心掛けましょう ◇体調の悪いときは無理をせず、早めに医療機関を受診しましょう **問**保健予防課☎803-6927FAX803-7026

食育推進支援員を活用してみませんか?

◇食育の専門的な知識・経験を持つ市食育推進支援員が、食育に関する支援・情報提供を行います **対**食育に興味のあるグループ **料**無料(交通費などは実費負担) **問**保健政策課☎803-6861FAX803-7026

健康にやさしいお店(飲食店)

◇終日禁煙を実施している「たばこの煙のないお店」や、栄養バランス、野菜量、塩分などの基準を満たしたメニューを提供している「体にやさしいかごしまメニューのお店」を利用してみませんか ※登録店は市HPで随時紹介。募集も行っています **問**保健政策課☎803-6861FAX803-7026

